

質問回答書 No.1

質 疑	回 答
<p>1. 現場説明書(第 1-5)</p> <p>現場説明書の第 1-5 に、工事用水の構内既存施設は「利用できない」と御座いますが、快適トイレ設置や工事用水、作業員の給水等の観点から、給水車による対応は難しいと考えています。</p> <p>工事用の仮設給水を一時的に本設とは別途に引き込むといった計画は可能でしょうか。御教示下さい。</p> <p>又、排水については、構内既存施設利用可能と考えて宜しでしょうか。御教示下さい。</p> <p>更に、工事用電力についても別途の引き込み可能かについて、御教示願います。電力については発電機対応も可能ですが、セキュリティや夜間稼働を踏まえると、別途に引き込む事にメリットが多いと考えます。</p>	<p>工事用水（給水、排水）、工事用電力については、既存庁舎のものを使用することはできませんが、別途引き込みについては可能です。</p>
<p>2. 現場説明書(第 1-2-(1)-ア)</p> <p>現場説明書の第 1-2-(1)-アに、平日に作業ができない指定工種として、「仮設間仕切り施工、騒音・振動が発生する作業(外装材下地設置作業(アンカー打込み作業)、既存建具及び枠撤去作業)」とあります。記載の無い、下記作業は平日日中に作業可能と考えて宜しいでしょうか。御教示願います</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部足場架け作業(足場架けに伴う足場アンカー打込み作業) ・重機作業(ラフター) ・各作業における、インパクトの稼働音 ・外装パネルの支持金物部はつり作業 ・外装パネルコア抜きに伴うアンカー打込み作業 ・モルタル・プラスター・タイルのはつり除去作業 ・外構の重機作業 ・土工事・工作物はつり撤去作業 	<p>現場説明書の第 1-2-(1)-アに記載の無い工種については、平日施工可能と考えてよろしいです。</p> <p>また、指定工種においてもあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はその限りではありません。</p>
<p>3. 現場説明書(第 1-2-(1)-イ)</p> <p>現場説明書の第 1-2-(1)-イに、平日に作業ができない指定工種として「行政機関の休日」と御座います。行政機関の休日について具体的に御指示願います。(例えば、土日祝日+年末年始休暇は○/○～○/○迄等)</p>	<p>「行政機関の休日」とは、土日祝日及び年末年始休暇（12月29日～1月3日）です。</p>

<p>4. 現場説明書(第 1-2-(2))</p> <p>現場説明書の第 1-2-(2)に、施工できない時間帯として、「17:15～8:30」とあります。こちらは、作業時間を制限するものでしょうか。若しくは、工事エリアへの入場を制限するものでしょうか。(例えば、17:15 迄には工事エリアからの退場)御教示願います。</p>	<p>施工できない作業時間が「17:15～8:30」となります。工事エリアの入退場時間を含めて示したものではありません。</p> <p>なお、入退場時間について監督職員と協議が可能です。</p>
<p>5. 現場説明書(第 1-2-(2))</p> <p>現場説明書の第 1-2-(2)に、施工できない時間帯として、「17:15～8:30」とあります。「平日に作業ができない指定工種＝休日作業」を夜間作業にて施工する事は可能でしょうか。(工事進捗に伴うアンカー作業が発生した場合、少量であれば、次の休日を待たずに、夜間にて作業完了し、次工程に進むといった対応が可能となり、効率的に施工ができます。) 御教示願います。</p>	<p>原則として平日に作業できない指定工種については、行政機関の休日の作業となります。</p> <p>作業時間は、施工できない時間帯以外の作業と考えておりますが、それによりがたい場合は監督職員との協議は可能です。</p>
<p>6. 現場説明書(第 1-11・13)(第 5-6)、数量書、設計図</p> <p>各資料に記載があり、数量書の積上げ仮設部分に記載が無い下記項目について、「今回の費用計上は不要で、工事中の精算対象となるもの」と考えて宜しいでしょうか。御指示願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監督員事務所 ・快適トイレ ・遠隔臨場 	<ul style="list-style-type: none"> ・監督員事務所について 監督員詰所(監理事務所)の費用は、主たる工事である建築工事の共通仮設費率に含んでいます。「公共建築工事共通費積算基準(令和8年改定)」2(3)表-5を参照してください。 ・快適トイレについて 快適トイレの機能等に係る増額費用(従来品との差額分(運搬費、設置費等は除く))は、当初は別途としています。規格・設置基数等の詳細については監督職員と協議の上、設計変更にて増額費用を計上します。 ・遠隔臨場について 遠隔臨場に係る費用(動画撮影用のカメラ等やWeb会議システム等の購入・リース費等)は、当初は別途としています。必要な器材・数量等の詳細については監督職員と協議の上、設計変更にて費用を計上します。
<p>7. 数量書(設計図)</p> <p>数量書の積上げ仮設部分に記載は無いが、工事に必要と考える項目として下記を想定しております。費用計上不要か工事中の変更対象かについて御指示願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外部足場に設置の仮囲い・出入口(侵入防止) 当初の費用計上は不要です。工事着手後に設置が必要な場合は、監督職員と協議が可能です。 ・冬季作業費用(仮設・除排雪・採暖費用等) 当初の費用計上は不要です。A-02 図に記載のと

<ul style="list-style-type: none"> ・外部足場に設置の仮囲い・出入口(侵入防止) ・冬季作業費用(仮設・除排雪・採暖費用等) ・ロングスパンエレベータ ・シックハウス試験(環境測定) 	<p>おり、必要に応じて設計変更について監督職員と協議が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロングスパンエレベータ <p>発注者としては、参考資料(仮設計画図)で示したとおり、揚重機械器具(ラフテレークレーン)による施工で計画しています。なお、施工条件等に変更が生じた場合は、監督職員と協議が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シックハウス試験(環境測定) <p>シックハウス試験(環境測定)は不要です。</p>
<p>8. 現場説明書(第7-13)、数量書、設計図(A-08・12他)</p> <p>資料には、アスベスト含有材として「複層塗材」と「成形板」が御座いますが、共に「レベル3」と考えて宜しいでしょうか。又、受注後にはアスベスト事前調査資料を受領・確認できると考えて宜しいでしょうか。御教示願います。</p> <p>又、着手前に追加で必要となる「アスベスト事前調査」は無いと想定して宜しいでしょうか。(内部の補修面やモルタル等の事前調査の有無を懸念)御指示願います。</p>	<p>A-08、10、12、36、47、48 図に記載のあるアスベスト含有材は「レベル3」です。</p> <p>事前調査資料については、受注後提示いたしません。</p>
<p>9. 現場説明書(第7-12他)、数量書、設計図</p> <p>現場説明書の第7-12に「PCB含有シーリングの調査」について、採取箇所及び箇所数は、「図示による」とありますが、設計図及び数量書に記載御座いません。計上すべき項目(細目)について、御指示願います。</p>	<p>現場説明書の「PCB含有シーリングの調査」は不要でしたので、正誤表のとおり修正いたします。</p>
<p>10. 現場説明書(第8-3-1他)、数量書</p> <p>現場説明書の第8-3-1に「廃せっこうボードの処分」について、ヒ素又はカドミウム含有時の対処について記載がありますが、数量書の処分細目には、対応の記載が御座いません。当工事については、「基本非対応が良いが、該当時は精算対象となる」と考えて宜しいでしょうか。御指示願います。</p>	<p>ひ素又はカドミウムを含有するせっこうボードに該当した場合又は該当していないことが確認出来ない場合は、当該発生材の処分費の設計変更について監督職員と協議が可能です。</p>
<p>11. 設計図(A-02)(A-56～)、数量書</p> <p>仮設間仕切について、下記の点について確認致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火間仕切とする必要は無いと考えて宜しいでしょうか。 ・冬季を含めた工事区画壁となりますが、工事中的 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設間仕切を耐火間仕切にする必要はありません。A-02 図の仮設間仕切りで示すとおりです。 ・断熱の配慮は不要です。実施工程により、施工期間が長くなるなど断熱の必要が生じた場合、監督職員と協議となります。 ・仮設間仕切について、執務室、会議室等を含め同

<p>断熱面への配慮は不要でしょうか。(外気との境界となる時期があります)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執務室・会議室等も含め同じ仕様(B種)ですが、工事音への配慮は不要でしょうか。 ・施工位置に照明・換気・スイッチ・点検口・セキュリティ等の干渉するものは無いと考えて宜しいでしょうか。考慮すべきものがあれば御指示願います。 ・仮設間仕切撤去後のビス穴等の施工跡については、補修の必要は無いと考えて宜しいでしょうか。計上すべき作業があれば、御指示願います。 ・防犯面としての配慮は不要でしょうか。上記について、御指示願います。 	<p>じ仕様で良いです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工位置に干渉するものではありません。状況に応じて施工条件が変われば監督職員と協議の上、設計変更となる場合があります。 ・ビス穴等の施工跡の軽微な補修は、歩掛りに含まれています。 ・防犯面の配慮については、不要です。
<p>12. 設計図(A-2)、数量書</p> <p>設計図 A-2 には、既存部分の養生等として、「既存部分・家具・設備・ブラインド・カーテンのブルーシート養生」とありますが、これは仮設間仕切施工時の工事範囲外へのほこり飛散防止程度の養生と考え、工事範囲内に「数量書記載の取外し細目」以外の残置物は無いと考えて宜しいでしょうか。具体的に養生が必要なものがあれば、御指示願います。</p>	<p>設計図で示した以外の残置物はありません。</p>
<p>13. 設計図(A-2)、数量書</p> <p>設計図 A-2 には、既存部分の養生等として「固定された備品・机・ロッカー等の移動」とあります。これは、数量書の「什器移設(棚関係の移設)」が該当すると考えて宜しいでしょうか。記載以外に移動・復旧が必要な品目があれば、具体的に御指示願います。</p>	<p>A-16 図及び入札時積算数量書別紙明細(P-36・37)に記載した什器が該当します。</p> <p>なお、施工条件等に変更が生じた場合は、設計変更について監督職員と協議が可能です。</p>
<p>14. 参考資料(仮設計画図)</p> <p>既存地下車庫の上部車路は、ラフタークレーンの据付は不可だが、通行であれば可能という計画かと思えます。計画重機・資材搬入車輛の検証・確認をしたので、車庫上部を通行可能な車輛重量限度を御教示願います。(「積載荷重を含め、〇〇t迄」と御指示頂ければ十分です)</p>	<p>設計時の積載荷重は車庫として 550Kg/m² を採用しています。</p> <p>計画重機・資材搬入車輛の検証・確認については、現状を確認の上、検討をお願いします。</p>
<p>15. 参考資料(仮設計画図)</p> <p>ラフタークレーン稼働時について、ブーム下の可動範囲(作業半径)は、立入禁止・通行止として工事区画できると考えて宜しいでしょうか。御教示願います。</p>	<p>立入禁止・通行止として計画いただき、詳細については工事着手後の総合仮設計画にて監督職員と協議してください。</p>

<p>16. 現場説明書(第 1-11)、設計図</p> <p>現場説明書記載の監督員事務所について、設計図には記載がありません。設置場所について御教示願います。</p>	<p>工事事務所と同じ位置です。</p>
<p>17. 参考資料(仮設計画図)</p> <p>仮設計画図には、外部足場と隣接した(一体となった)工事スペースが御座いません。現実的には資材置き場・シャッター倉庫・産廃集積等の為に一定規模の工事スペースが必要となりますが、協議可能と考えて宜しいでしょうか。御教示願います。</p>	<p>外部足場と一体となった工事スペースは、庁舎南側に設けております。</p> <p>なお、受注者が作成する総合仮設計画図により監督職員と協議は可能です。</p>
<p>18. 設計図、参考資料(仮設計画図)</p> <p>工事動線から、本設 EV の工事利用は難しいと考えております。毎日の資材・工具の運搬用にロックパンプエレベーターが必要と考えておりますが、計画する事に問題は御座いますか。御指示願います。揚重をラフタークレーンにより行う条件の場合には、各階の搬入ステージ及びラフタークレーン稼働・誘導員配置について検討を行うので御指示下さい。</p>	<p>発注者としては、参考資料(仮設計画図)で示したとおり、揚重機械器具(ラフテレークレーン)による施工で計画しています。なお、施工条件等に変更が生じた場合は、監督職員と協議が可能です。</p>
<p>19. 数量書</p> <p>数量書には、交通誘導警備員とラフタークレーンについて、記載が御座います。揚重方法や施工条件によっては、数量の増減が生じると考えますが、変動があった場合は工事中の精算対象となると考えて宜しいでしょうか。御教示願います。</p>	<p>揚重方法や施工条件等に変更が生じた場合は、設計変更について監督職員と協議が可能です。</p>
<p>20. 参考資料(工程表)</p> <p>参考資料の工程表には、連休に稼働している期間が御座います。あえて連休中に作業をしなければならない工事があるのであれば、御指示願います。(例えば、〇〇室の工事、動線を塞いでしまう〇〇工事等)</p>	<p>あえて連休中に作業しなければならない工事は、想定していません。</p> <p>なお、連休中の稼働については施工条件を考慮し、受注者において定めてください。</p>
<p>21. 設計図(A-53～)</p> <p>全ての階の男子トイレが改修対象となっておりますが、工事中は全て利用不可として良いと考えて宜しいでしょうか。考慮すべき対応が御座いましたら、御指示願います。(例えば、「1フロアは使用できる計画とする」等)</p>	<p>外部建具(窓廻り)の改修工程については、各フロア毎に完結する計画としており、すべてのトイレ、湯沸室が利用不可とならないことが条件となりますが、施工計画により、監督職員と協議は可能です。</p>
<p>22. 設計図(A-53～)</p>	<p>21 の回答のとおりです。</p>

<p>上記懸念事項の他に、全ての階の「男子トイレ・女子トイレ多機能トイレ・湯沸室」が入口前の仮設間仕切により、入室不可となりますが、問題は無いのでしょうか。考慮すべき対応が御座いましたら、御指示願います。(例えば、上記同様)</p>	
<p>23. 設計図(A-53～) 仮設間仕切の施工により、EV 側(9 通り側)の階段室は、全ての階にて通行不可となりますが、問題は無いのでしょうか。(避難等)考慮すべき対応が御座いましたら、御指示願います。</p>	<p>非常時は施設利用者が通行できる計画とし、施工条件等に変更が生じた場合は、設計変更について監督職員と協議が可能です。</p>
<p>24. 設計図(A-54～) 設計図の各仮設計画図には、1 通り側の階段に「工事通行階段」と記載がありますが、上記の事から、庁舎関係者と工事関係者が混在して利用できる、庁舎スペース側の階段と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>庁舎関係者と工事関係者が混在して利用できる階段と考えてください。</p>
<p>25. 設計図(A-38～)、数量書 設計図及び数量書では、既存外壁面の発泡ウレタンは残置となっておりますが、下記の点から既存の発泡ウレタン撤去及び新設アンカー打設後の発泡ウレタン吹付が必要と考えております。 ・既存建具(AW 等)撤去 ・新設外装パネル割付からくる下地組(鉄筋探査とアンカー打設) 上記施工手順について、その細目が必要かと思いがいかがでしょうか。御指示願います。 又、上記施工手順の場合、既存発泡ウレタン撤去後に CON 躯体に対する「施工数量調査」及び「補修費」の是非について、御指示願います。</p>	<p>建具周囲の発泡ウレタンは撤去、新設として計上していますが、新設外装パネル下地組の部分は、既存ウレタン残置としています。施工条件等に変更が生じた場合は、監督職員と協議が可能です。</p>
<p>26. 設計図(A-50) 既設撤去対象の「煉瓦パネル」について、施工手順や商品詳細・構造について確認をしたいので、施工時資料(メーカー・仕様書・製作図)を開示する事は可能でしょうか。御教示願います。</p>	<p>既存煉瓦パネルの施工手順や商品詳細・構造については不明なため、現時点で提示できる資料はありません。設計図及び参考資料を基に施工手順等を計画してください。なお、工事着手時に施工条件等に変更が生じた場合は、設計変更について監督職員と協議が可能です。</p>
<p>27. 参考資料(煉瓦パネル) 上記で依頼の施工時資料にて確認可能な事かもしれませんが、参考-10 記載の工法を踏まえ、下記について懸念しております。</p>	<p>設計段階において、既存笠木を一時撤去の上、P C 鋼線配置の確認及びレンガパネルの一部を撤去し、ファスナーの位置、裏の金属プレートについて確認を行い施工手順の検討を行っております。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・「PC 鋼線配置・目地割付」と「コア位置・大きさ」の詳細 ・コア抜きができる材料かどうか(コア抜き用のアンカー打設や吸盤固定ができる材料か) <ul style="list-style-type: none"> ※たわむ素材ではないかと懸念 ・ワイヤー通し後、煉瓦パネルが吊り込み時の自重に耐えうる材料かどうか(材料一つに全荷重をかけて壊れないか) ・上部ファスナーの詳細(取外し方法)上記について、問題無い(検証済)と考えて宜しいでしょうか。御教示願います。 	<p>吸盤固定の検証は行っておりません。</p> <p>なお、工事着手後の調査により、設計図と相違がある場合には、設計変更について監督職員と協議が可能です。</p>
<p>28. 参考資料(工程表)</p> <p>工事期間中のほとんどの土日祝日が稼働日となるが、庁舎として対応可能と考えていて宜しいでしょうか。(庁舎職員の立会やセキュリティ管理を踏まえて)御教示願います。</p>	<p>対応可能です。</p>
<p>29. 参考資料(工程表)</p> <p>行事等による作業不能日があれば御教示願います。</p>	<p>現時点では、行事等による作業不能日はありません。</p>
<p>30. 現場説明書(第1-5)、参考資料(工程表)</p> <p>休日作業指定のある「仮設間仕切」ですが、この作業は居ながら部分に工事として立ち入っての作業の為、庁舎職員立会いの下で作業しなければならないと考えています。</p> <p>1日に数フロアに亘っての作業となる日が大半になるかと思いますが、庁舎職員様は対応可能でしょうか。(例えば、3・4FPB 貼、5FLGS、6F 作業用養生と複数フロアでの作業となった場合、各フロアを一斉に対処(立会い)可能でしょうか。)</p> <p>若しくは、「1ヶ所(1フロア)ずつ開始～完了」の計画とする必要がありますでしょうか。御指示願います。</p>	<p>庁舎職員の立会いについては、フロア毎に完結する計画としております。</p> <p>なお、複数フロアにわたる作業の場合は、監督職員と協議が可能です。</p>
<p>31. 参考資料(工程表)、設計図(A-41 の DT-17)</p> <p>参考工程表では、外装パネル撤去後に既存建具を撤去する手順となっておりますが、納めから既存建具撤去(仮設間仕切含む)後の外装パネル撤去になると考えております。</p> <p>施工時期や工事の流れ(内部の区画)に問題は生じますか。</p>	<p>外装パネル撤去後に既存建具を撤去する計画としていますが、施工手順の変更が必要となった場合には、監督職員と協議は可能です。</p>

<p>考慮すべき対応が御座いましたら、御指示願います。</p>	
<p>32. 設計図(A-51) 設計図 A-51「外構仮設計画図」に外構工作物の一時撤去・復旧の記載が御座いますが、こちらの一時撤去部分に埋設配管等の地中部分における考慮すべき点は無いと考えて宜しいでしょうか。御教示願います。</p>	<p>過去の設計図において埋設配管は無いことを確認していますが、外構工作物において一時撤去作業時は埋設配管等の有無の確認の上、作業をしてください。</p>
<p>33. 設計図(M-04) 機器の大部分が「取外し 再取付」、「取付し 仮設対応後再取付」となっていますが、「取外し 再取付」の機器は取外しや再取付の時期は施工者が工事期間内に自由に設定して良いものと考えてよろしいでしょうか。 また、「取付し 仮設対応後 再取付」の機器につきましては工事中の空調機の使用が予想されますが、空調機の使用期間をご指示願います。</p>	<p>「取外し 再取付」機器の工事期間は外部足場設置開始前から撤去後の期間を想定しています。 また、「取外し 仮設対応後 再取付」機器の仮設対応のための取外し、再取付の工事期間は外部足場設置開始前を想定しています。 「取付し 仮設対応後 再取付」機器の使用期間は、冷房（6～9月）及び暖房時期（10～3月）を想定しています。</p>
<p>34. 設計図(M-04) ACP-105 機器は撤去のみとなっていますが、本工事は室外機と外部の配管のみの撤去であり、屋内の配管、室内機の撤去は別途工事もしくは残置と考えてよろしいでしょうか。本工事の場合は、詳細をご指示願います。また、外壁貫通部の処理の詳細をご指示願います。</p>	<p>外部の配管は切断後端部を処理しますが、屋内の配管、室内機の撤去は工事対象外のため残置とします。 なお、工事着手後の調査等により、屋内配管の改修が必要となる場合には、設計変更について監督職員と協議が可能です。</p>
<p>35. 設計図(M-04) (M-14) 屋上の空調機器は冷媒回収、再充填が不要と読み取れますが、屋上の空調機器の移設は冷媒管を接続したまま移設するという考えでしょうか。 上記の場合、経年劣化により冷媒管が硬化しうまく曲がらず折れる可能性が高いと考えますが、施工可能でしょうか。</p>	<p>屋上の空調機器の移設は冷媒管を接続したまま移設する考えです。 なお、工事着手後、既存冷媒管が経年劣化により再利用ができない場合は、設計変更について監督職員と協議が可能です。</p>
<p>36. 設計図(M-04) (M-05) (M-06) 鋼製架台や冷媒管保温化粧ケースが全て再利用となっていますが、撤去の際、経年劣化により破損し再利用が不可能となった場合は、施工者の責任ではなく、追加工事にて新設と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>工事着手後、既存鋼製架台や冷媒管保温化粧ケースを撤去する際に経年劣化が原因で破損し再利用ができない場合は、設計変更について監督職員と協議が可能です。</p>

<p>37. 設計図(M-010)</p> <p>横水栓 2 箇所を取外しがありますが、同系統のバルブは操作容易な場所にあり、バルブ閉止期間中も施設の利用に支障が無いと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>施設の利用に支障が無いと考えてよろしいです。</p>
<p>38. 設計図(M-10)(M-11)(M-12)、数量書(別紙 67)</p> <p>通気金物 VA-2 50 の撤去個数が図面では 5 個と読み取れますが、数量書は 7 個となっています。どちらが正でしょうか。</p>	<p>通気金物(VA2)撤去は、VA2 50 が 5 個(B1F~2 個、5F~1 個、7F~1 個、塔屋~1 個)と VA2 100 が 2 個(塔屋~2 個)の合計 7 個となります。</p>
<p>39. 設計図(M-012)</p> <p>はつりモルタル補修の項目がありますが、穴あけはあるのでしょうか。ある場合は鉄筋探査が必要でしょうか。</p> <p>また、本工事部分は配管が外部露出になるように読み取れますが、配管に塗装等は不要でしょうか。</p> <p>ドレン管の記載がありますが何のドレン配管でしょうか。</p>	<p>配管周囲のはつりモルタル補修を示しているため、穴あけ及び鉄筋探査は必要ありません。</p> <p>外部露出になる配管は、M-02 図の機械設備工事特記仕様書(その2)の「塗装」の項が適用外のため、塗装は不要です。</p> <p>なお、ドレン管は塔屋 2 階水槽室に設置の高置タンク及び消火用補給水槽用となります。</p>
<p>以下余白</p>	

函館地方合同庁舎改修26建築その他工事 正誤表

文書名	ファイル名	ページ	誤	正
現場説明書	gensetsu.pdf	2	<p>第7 工事開始前の作業・確認事項等..... 19</p> <p>1 建設リサイクル法第11条通知完了連絡書の送付..... 19</p> <p>2 施工体制台帳及び施工体系図の作成等について..... 19</p> <p>3 工事安全計画について..... 19</p> <p>4 足場の点検について..... 20</p> <p>5 墜落制止用器具の着用について..... 20</p> <p>6 公衆災害防止対策について..... 20</p> <p>7 自然災害点検・報告について..... 20</p> <p>8 住民説明等について..... 20</p> <p>9 工事現場における説明性の向上について..... 20</p> <p>10 工事施工前の敷地の状況について..... 21</p> <p>11 特定外来生物(植物)の防除について..... 21</p> <p>12 PCB含有シーリング材の調査について..... 22</p> <p>13 分析によるアスベスト含有建材の調査について..... 22</p>	<p>第7 工事開始前の作業・確認事項等..... 19</p> <p>1 建設リサイクル法第11条通知完了連絡書の送付..... 19</p> <p>2 施工体制台帳及び施工体系図の作成等について..... 19</p> <p>3 工事安全計画について..... 19</p> <p>4 足場の点検について..... 20</p> <p>5 墜落制止用器具の着用について..... 20</p> <p>6 公衆災害防止対策について..... 20</p> <p>7 自然災害点検・報告について..... 20</p> <p>8 住民説明等について..... 20</p> <p>9 工事現場における説明性の向上について..... 20</p> <p>10 工事施工前の敷地の状況について..... 21</p> <p>11 特定外来生物(植物)の防除について..... 21</p> <p>12 PCB含有シーリング材の調査について..... 22</p> <p>13 分析によるアスベスト含有建材の調査について..... 22</p>
現場説明書	gensetsu.pdf	22	<p>12 PCB含有シーリング材の調査について</p> <p>(1) 第一次判定(シーリング材種の判定)</p> <p>日本シーリング材工業会に次のシーリング材のサンプルを送付し、材種の判定を行う。判定結果については、監督職員に速やかに報告する。</p> <p>なお、サンプリング採取箇所、採取箇所数は図示による。</p> <p>(2) 第二次判定(PCB含有量の分析)</p> <p>専門分析機関に次のシーリング材のサンプルを送付し、PCBの含有量の分析を行う。なお、分析サンプルの四角は除去し、採取部の内部(大気にとらされていない部分)を取り出して分析する。判定結果については、監督職員に速やかに報告する。</p> <p>なお、サンプリング採取箇所、採取箇所数は図示による。</p> <p>(3) サンプリングの採取方法等</p> <p>(1)及び(2)のサンプル採取の方法等については次による。</p> <p>ア 採取作業はシーリング材等が散逸することのないよう注意して行う。</p> <p>イ シーリング材は目地に打設されている形状のまま3cm程度をカッターナイフで切除し、ただちにポリエチレン製の密閉袋に保管しNo.及び採取場所を記入する。サンプルは1袋に1つずつ入れる。</p> <p>ウ カッターナイフの刃は、1つのサンプルを採取する毎に新しい部分に換える。</p> <p>エ シーリングを切除した部分は、必要に応じて補修する。</p> <p>オ 皮膚との接触等为了避免するため保護手袋を着用する。また、口に入ることがないように保護マスクを着用する。</p> <p>カ 休憩時及び作業終了時には必ず手洗いをを行う。</p> <p>キ 作業後は周囲を清掃し、散逸物を回収する。回収物はサンプリング残遺物と他のごみに分別し、サンプリング残遺物はサンプルと同様にポリエチレン製の密閉袋に入れる。</p> <p>(4) 採取箇所及び箇所数</p> <p>図示による。</p>	<p>12 PCB含有シーリング材の調査について</p> <p>13 分析によるアスベスト含有建材の調査について</p> <p>分析によるアスベスト含有建材の調査は、「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」及び「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について」に基づいて行う。</p> <p>石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について： https://www.mhlw.go.jp/file/06-SeisakuJouhou-11300000-RoudoukiJunkyokuanzeniseibu/0000043005.pdf 建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について： https://www.mhlw.go.jp/file/06-SeisakuJouhou-11300000-RoudoukiJunkyokuanzeniseibu/0000043001.pdf</p>

質問回答書 No.2

質 疑	回 答
<p>1. A-41 DT-17 において建具廻りモルタル撤去およびモルタル新設の数量は数量書に記載されていますが、詳細サイズが不明です。詳細サイズ(W、H、D)をご指示願います。</p>	<p>建具廻りのモルタル断面は H100mm × D100mm 程度、W 寸法は建具の周囲長さです。</p>
<p>2. A-41 外壁内部側既存内断熱は FP 板 t=25 と考えて宜しいでしょうか。ご指示願います。</p>	<p>A-41 図に記載のとおり、内断熱の厚さは 25mm です。</p>
<p>3. 部分詳細図 既存外壁煉瓦パネルの縦・横パネルジョイント詳細が見当たりません。既存煉瓦パネルはノンシーリングにて施工したものと考えて宜しいでしょうか。ご指示願います。</p>	<p>既存外壁パネルのジョイント部はノンシーリングです。 なお、施工条件等に変更が生じた場合、監督職員と協議の上、設計変更は可能です。</p>
<p>4. A-16.A-19 整理番号 2-1 は什器リストでは W4,600×H2,200×D700 と記載されていますが、平面図では 9 分割となっています。どちらが正かご指示願います。</p>	<p>A-16 図に記載のとおり、寸法については、全体（レール）の長さを記入しています。書棚 1 個は W900×H2,200×D350 程度であり、書棚 9 個がレールに載っています。</p>
<p>5. A-16.A-19 整理番号 2-9 は什器リストでは W1,200×H2,000×D500 と記載されていますが、平面図では 3 分割となっています。どちらが正かご指示願います。</p>	<p>A-19 図に誤りがありましたので、正誤表のとおり修正いたします。</p>
<p>6. A-16.A-19 整理番号 2-12 は什器リストでは W4,600×H2,200×D700 と記載されていますが、平面図では 2 分割で W400+900 程度となっています。どちらが正かご指示願います。</p>	<p>A-19 図に誤りがありましたので、正誤表のとおり修正いたします。</p>
<p>7. 整理番号 6-1 は什器リストでは W4,600×H2,100×D575 と記載されていますが、平面図では 9 分割となっています。どちらが正かご指示願います。</p>	<p>A-16 図に記載のとおり、寸法については、全体（レール）の長さを記入しています。書棚 1 個は W900×H2,100×D280 程度であり、書棚 9 個がレールに載っています。</p>
<p>8. A-16 什器リストに記載があるすべての什器の重量をご指示願います。</p>	<p>全ての什器の重量について把握しておりません。カタログによる類似品により W900×H2,200×D350 程度の自重は約 80kg と想定してください。</p>
<p>9. A-16 什器リスト 2階 2-1 から 2-15 までは 3 階会議室(法)へ移設、再設置とありますが、移設、再設置時はエレベーター1台を養生の上、専用で使用できるものと考えて宜しいでしょうか、ご指示</p>	<p>庁舎エレベーターの使用は不可ですが、移設手段等の変更について監督職員と協議が可能です。</p>

願います。	
10. A-09 あと施工アンカーについて、接着系・有機系と記載ありますが、径および埋込長さについての図示が見当たりません。ご指示願います。	A-09 図について誤りがありましたので、正誤表のとおり修正いたします。
以下余白	

函館地方合同庁舎改修26建築その他工事 正誤表

文書名	ファイル名	ページ	誤	正
図面01	fig1.pdf	A-09	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;"> 8 耐震改修工事 8-4 あと施工アンカー工事 </div> <div style="flex-grow: 1;"> <div style="text-align: right; font-size: small;">[8.2.4]</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="font-size: x-small;">材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属系アンカー <ul style="list-style-type: none"> ・引張耐力 kN 図示による() ・せん断耐力 kN 図示による() アンカー本体の径及び埋込み長さ <ul style="list-style-type: none"> ・図示による() セット方式 ※本体打込み式改良型 <ul style="list-style-type: none"> ・図示による() 接合筋の種類、径、長さ <ul style="list-style-type: none"> ・図示による() ・性能確認試験 <ul style="list-style-type: none"> 試験方法及び試験数 <ul style="list-style-type: none"> ・図示による() <p style="font-size: x-small;">○接着系アンカー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引張耐力 kN 図示による() ・せん断耐力 kN 図示による() アンカーの種類 ※カプセル方式回転打撃式 <ul style="list-style-type: none"> ・図示による() 接着剤の品質 <ul style="list-style-type: none"> ○有機系 ・無機系 アンカー筋の径及び埋込み長さ <ul style="list-style-type: none"> ・図示による() アンカー筋の種類 <ul style="list-style-type: none"> ○公共建築改修工事標準仕様書 8.2.1 の異形棒鋼 アンカー筋の新設壁内への定着の長さ <ul style="list-style-type: none"> ・図示による() ・性能確認試験 <ul style="list-style-type: none"> 試験方法及び試験数 <ul style="list-style-type: none"> ・図示による() <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">施工方法の変更等が生じる場合は、監督職員と協議する。</p> </div> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;"> 8 耐震改修工事 8-4 あと施工アンカー工事 </div> <div style="flex-grow: 1;"> <div style="text-align: right; font-size: small;">[8.2.4]</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="font-size: x-small;">材料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○金属系アンカー <ul style="list-style-type: none"> ・引張耐力 kN 図示による() ・せん断耐力 kN 図示による() アンカー本体の径及び埋込み長さ <ul style="list-style-type: none"> ・図示による() セット方式 ※本体打込み式改良型 <ul style="list-style-type: none"> ・図示による() 接合筋の種類、径、長さ <ul style="list-style-type: none"> ・図示による() ・性能確認試験 <ul style="list-style-type: none"> 試験方法及び試験数 <ul style="list-style-type: none"> ・図示による() <p style="font-size: x-small;">○接着系アンカー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引張耐力 kN 図示による() ・せん断耐力 kN 図示による() アンカーの種類 ※カプセル方式回転打撃式 <ul style="list-style-type: none"> ・図示による() 接着剤の品質 <ul style="list-style-type: none"> ・有機系 ・無機系 アンカー筋の径及び埋込み長さ <ul style="list-style-type: none"> ・図示による() アンカー筋の種類 <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築改修工事標準仕様書 8.2.1 の異形棒鋼 アンカー筋の新設壁内への定着の長さ <ul style="list-style-type: none"> ・図示による() ・性能確認試験 <ul style="list-style-type: none"> 試験方法及び試験数 <ul style="list-style-type: none"> ・図示による() <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">施工方法の変更等が生じる場合は、監督職員と協議する。</p> </div> </div> </div>
図面01	fig1.pdf	A-19		

質問回答書 No.3

質 疑	回 答
<p>11. A-09 入札時積算数量書 あと施工アンカーの鉄筋探査範囲が A-09 図と積算数量書 P11 とで齟齬が見られますが、積算数量書を正として宜しいでしょうか、ご指示願います。</p>	<p>鉄筋探査試験の積算数量は、A-09 図に記載の調査範囲長さ(200mm)と調査の幅(200mm)の積で算出しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横方向：1,008m×0.2m=201.6 m² ・縦方向： 265m×0.2m= 53.0 m² <p>上記計算結果より、255 m² (端数処理後)として います</p>
<p>12. A-03 4-5 外壁改修工事において、アルミ樹脂複合板の下地がシステム下地(メーカー仕様)と記載されていますが、メーカー名をご教示願います。</p>	<p>A-3 図に記載の仕様による発注としており、特定のメーカーを指定したものではありません。</p>
<p>13. A-02 外部足場の壁つなぎ用あと施工アンカーは既存煉瓦タイルパネル目地に打込み可能と考えて宜しいでしょうか、ご指示願います。</p>	<p>既存煉瓦タイルパネル目地に打込み可能です。</p>
<p>14. 現場説明書 第1 施工等条件.2.(1)平日施工できない日の指定工種に外部足場の壁つなぎ用アンカー打込み作業は含まれないものと考えて宜しいでしょうか、ご指示願います。</p>	<p>平日施工できない日の指定工種に外部足場の壁つなぎ用アンカー打込み作業は含まれておりませんが、施工条件等に変更が生じた場合は、監督職員と協議が可能です。</p>
<p>以下余白</p>	

質 疑	回 答
<p>1. 現場説明書(第 3-2)、参考資料(工程表)</p> <p>現場説明書の第 3-2 に「工事の始期は令和 8 年 8 月 17 日までの間に設定する事」とあります。一方で、参考資料の工程表には 8 月 17 日からは「準備及び、施工計画書作成期間」とあり、現地調査や仮囲いの開始時期は 9 月 14 日からの記載がありません。現場説明書にある「工事の始期」は、施工計画書作成に着手した事をお伝えできれば要件を満たすと考えて宜しいでしょうか。御教示願います。</p>	<p>現場説明書の第 3-2 に記載の「工事の始期」は、工事着手届の提出又は発注者との工事に関する打ち合わせを開始した日となります。また、契約前に提出いただく「工期通知書」により「工事の始期」は決定します。</p>
<p>2. 設計図(A-50)</p> <p>設計図の A-50 には、煉瓦パネル固定詳細図がありますが、開口部についての記載が御座いません。開口部の補強部材やその他部材(AW・充填材等)の納め確認の為に詳細図を開示する事は可能でしょうか。御教示願います。</p>	<p>開口部については、A-41、42 図により納めを想定しています。</p> <p>なお、施工条件等に変更が生じた場合は、監督職員と協議が可能です。</p>
<p>3. 設計図(A-38～)</p> <p>設計図の A-38 からの部分詳細図に記載のある、外部面の既存現場発泡ウレタンですが、不燃でしょうか難燃でしょうか。既存解体や下地設置の手法選定の為、御教示願います。</p>	<p>既存の発泡ウレタンは、難燃性で想定しておりますが、施工条件等に変更が生じた場合は、監督職員と協議が可能です。</p>
<p>4. 設計図(A-10)</p> <p>設計図の A-10 にある発生材の処理等について、煉瓦パネルは、(株)狹々谷建設が搬出先施設と記載が御座います。現在、既存パネルメーカー廃業の為、質疑による当時の製作資料の開示を待っている状況ですが、このパネルは「煉瓦+目地材+PC 鋼棒(緊張状態)+支持金物+一部の断熱材」で構成されていると予想しております。記載の「(株)狹々谷建設」にて、PC 鋼棒が緊張したパネル形状(最大 12 m²程度)のまま、混合廃棄物として運搬・受入(処理)できると考えて宜しいでしょうか。御教示願います。</p> <p>受入できない場合は、別途パネル解体作業(スペース共)が必要と考えますので、見込むべき内容について御指し願います。</p>	<p>搬出先施設については、パネル形状のまま受け入れ可能であることを確認しています。</p> <p>条件の変更があった場合については、監督職員との協議が可能です。</p>
<p>5. 現在、緊迫化する中東情勢の急激な変化に伴い、原油価格及びエネルギーコストの不安定化、そ</p>	<p>予定価格の算定や工期の設定においては、地域の実情や市場における最新の実勢価格の反映、資</p>

<p>れに伴う建設用主要資材の急激な価格高騰や納期遅延、供給制限のリスクが全国的に懸念されています。工事着手後、中東情勢等の不可抗力に起因する予期せぬ建材・燃料価格の高騰が発生した場合は、単品スライド等の変更協議に応じて頂けると考えて宜しいでしょうか。又、中東情勢に伴う国際物流網の混乱や、メーカー側の供給ストップなど、主要資材・設備の納期遅延が発生し、当初の工期（納期）に影響を及ぼす場合についても、変更協議に応じて頂けると考えて宜しいでしょうか。御教示願います。</p>	<p>機材等の納期を勘案しておりますが、市場の動向により受注者の責によらない予期せぬ事態が発生した場合は、単品スライド等や工期の変更については監督職員との協議が可能です。</p>
<p>以下余白</p>	

質問回答書 No.5

質 疑	回 答
<p>15. 入札説明書 3.(12) 入札時積算数量書活用方式の適用とあり、積算数量に疑義が生じた場合、協議を行うことができると記載されていますが、項目(名称)に疑義が生じた場合でも協議に応じていただけるものと考えて宜しいでしょうか、ご指示願います。</p>	<p>設計図書及び数量基準に基づき本来項目としてあるべきものがない場合は、監督職員と協議が可能です。</p> <p>※「数量基準」とは、公共建築工事積算基準（平成15年3月31日付け国営計第196号）第5(3)に定める「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」を示す。</p>
<p>16. A-52 から A-59 各階段設計画図において、搬出入路の記載が EV 前には見当たりませんが、各資材の荷揚げ・荷降ろしは人力なのでしょうか、ご指示願います。</p>	<p>「材料、撤去材等の運搬方法」については、基本的に外部足場（E 種）からラフテレーンクレーン（B 種）による荷揚げ・荷降ろしを想定しています。</p>
<p>17. A-52 から A-59 上記により、人力での荷揚げ・荷降ろし費は入札時積算数量書に含まれているのでしょうか、ご指示願います。</p>	<p>荷揚げ・荷降ろしは揚重機械器具（ラフテレーンクレーン）を想定しており、共通仮設費に積み上げています。</p> <p>なお、建物内への小運搬は外部足場からの作業を想定しています。</p>
<p>18. A-52 から A-59 仮間仕切設置後、仮間仕切撤去まで建具改修および内装改修が予定されていますが、防水・防風対策の図示が見当たりません。不要と考えてよろしいでしょうか、ご指示願います。</p>	<p>外部足場に設置した防音シートによる対応としておりますが、工事着手後に別途設置が必要な場合は、監督職員と協議が可能です。</p>
<p>以下余白</p>	